

## 平成 24 年 2 月 1 日開催の仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・介護保険審議会 合同委員会での修正点

修正前	修正後
<p>P.105</p> <p>(2) ケアマネジメント等の適切化</p> <p>サービス利用者の状況を適切にアセスメントし、ケアカンファレンスを通じて、自立支援に資するケアプランを作成し、サービスの実施状況を踏まえてモニタリングを行い、必要に応じてケアプランを見直すという一連のケアマネジメントが適切に行われているか点検を行います。また、住宅改修、福祉用具の購入、福祉用具の貸与が利用者のニーズに対して適切に給付されているか点検を行います。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;主な施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケアプランの点検</li> <li>住宅改修等の点検</li> <li>介護支援専門員を対象とした研修の実施（再掲）</li> <li>地域包括支援センター職員を対象とした研修の実施（再掲）</li> <li>居宅介護支援事業者に対する指導監査の実施</li> <li>地域包括支援センターに対する事業評価及び指導の実施</li> </ul>	<p>P.105</p> <p>(2) ケアマネジメント等の適切化</p> <p>サービス利用者の状況を適切にアセスメントし、ケアカンファレンスを通じて、自立支援に資するケアプランを作成し、サービスの実施状況を踏まえてモニタリングを行い、必要に応じてケアプランを見直すという一連のケアマネジメントが適切に行われているか<b>チェック</b>を行います。また、住宅改修、福祉用具の購入、福祉用具の貸与が利用者のニーズに対して適切に給付されているか点検を行います。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;主な施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>自立支援型ケアマネジメントの推進</b></li> <li>住宅改修等の点検</li> <li>介護支援専門員を対象とした研修の実施（再掲）</li> <li>地域包括支援センター職員を対象とした研修の実施（再掲）</li> <li>居宅介護支援事業者に対する指導監査の実施</li> <li>地域包括支援センターに対する事業評価及び指導の実施</li> </ul>
<p>P.108</p> <p>(3) サービスの質の確保・向上</p> <p>高齢者の尊厳が確保され、必要なサービスを自ら選択し、決定する権利が保障されるためには、介護サービスの基盤整備はもとより、サービスの質の確保・向上を図る必要があります。また、利用者からの苦情等に対応することによって、介護保険制度の所期の目的を達成しているか、不適正・不正な介護サービスが提供されていないか、適切な介護サービスの提供に向けたチェック機能を果たすことが期待されます。</p> <p>サービスの質の確保・向上</p> <p>介護サービス事業者に対する指導監査にあたっては、指導については、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向けて実施し、監査については、利用者からの情報等に基づく介護保険法上の権限行使を適切に行うことで、保険給付の適正化を図ります。特に、法改正に伴い平成 24 年度から居宅サービス事業者等に対する指導監査を実施することにより、一層の充実を図っていきます。</p> <p>また、宮城県介護サービス情報公表システムや介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進などにより、利用者にとって適切かつ良質な介護サービスの確保を図るとともに、地域包括支援センターに対する事業評価及び指導を通じて、質の確保・向上に向けた必要な指導・支援を行います。</p> <p>&lt;主な施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険施設等に対する指導監査の実施（再掲）</li> <li>居宅サービス事業者等に対する指導監査の実施（再掲）</li> <li>宮城県介護サービス情報公表システムの利用促進（再掲）</li> <li>介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進（再掲）</li> <li>地域包括支援センターに対する事業評価及び指導の実施（再掲）</li> </ul>	<p>P.108</p> <p>(3) サービスの質の確保・向上</p> <p>高齢者の尊厳が確保され、必要なサービスを自ら選択し、決定する権利が保障されるためには、介護サービスの基盤整備はもとより、サービスの質の確保・向上を図る必要があります。また、利用者からの苦情等に対応することによって、介護保険制度の所期の目的を達成しているか、不適正・不正な介護サービスが提供されていないか、適切な介護サービスの提供に向けたチェック機能を果たすことが期待されます。</p> <p>サービスの質の確保・向上</p> <p>介護サービス事業者に対する指導監査にあたっては、指導については、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向けて実施し、監査については、利用者からの情報等に基づく介護保険法上の権限行使を適切に行うことで、保険給付の適正化を図ります。特に、法改正に伴い平成 24 年度から居宅サービス事業者等に対する指導監査を実施することにより、一層の充実を図っていきます。</p> <p>また、<b>アセスメント、ケアプラン、サービス担当者会議やモニタリング等が適切に実施されているかチェックを行い、自立支援型ケアマネジメントを推進するほか</b>、宮城県介護サービス情報公表システムや介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進を図り、地域包括支援センターに対する事業評価及び指導を通じて、質の確保・向上に向けた必要な指導・支援を行います。</p> <p>&lt;主な施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険施設等に対する指導監査の実施（再掲）</li> <li>居宅サービス事業者等に対する指導監査の実施（再掲）</li> <li><b>自立支援型ケアマネジメントの推進（再掲）</b></li> <li>宮城県介護サービス情報公表システムの利用促進（再掲）</li> <li>介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進（再掲）</li> <li>地域包括支援センターに対する事業評価及び指導の実施（再掲）</li> </ul>